

■今月のラインナップ P1~8

- ◎インボイス制度において注意すべき事例
- ◎震災と雑損控除
- ◎Peppol(ペポル)~電子インボイス~
- ◎インボイス制度開始後の経理実務のチェックポイント
- ◎電子帳簿保存法 一問一答!!
- ◎運転資金と借入金の関係について
- ◎「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」16次公募に関するのご案内
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎有限会社山縣薬局
- ◎株式会社行田製作所
- ◎斉藤クリエート食品株式会社

かなたくん

2023

9

September

VOL.16

発行日:令和5年9月1日
〈平成22年1月創刊〉

かなた税理士法人



かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

9月に入りまして朝晩少しは涼しく感じられる季節となったでしょうか。この文書を書いている今日8月17日はいつもの37℃と普通の暑さ?ですが、このかなた君9月号が皆様のお手元に届く頃は過ごしやすい季節となることを期待して皆でがんばりましょう。

さて本年10月、かねてより騒ぎであった消費税のインボイス制度が実施されます。顧問先の皆様は既にご存知と思いますが、このインボイス制度細かくてかなり大変です。個々の取引を一個一個この

インボイスに記載して保存し必要ならば提示しなければなりません。細かい作業なので顧問先の皆様も大変ですが我々会計事務所職員も大変です。細かい作業が求められる分、そのルール化も詳細で我々はそのための知識の吸収と精査、少しでも皆様にわかりやすくお伝えするためいろんな工夫を日々考えております。このインボイス制度につきましていろんな質問等おありと察しますのでいつもの監査担当者に何なりお聞きください。また皆様にと少々ご理解ご協力をお願いする面も出てくると思います。その節は何卒よろしくお願ひ申し上げます。

朝起きは三文(さんもん)の得と申しますが、我が家の犬と猫が早朝から騒ぎますので自然と早起きの習慣が身に付きます。犬と早朝散歩をしていますといろんな発見をいたします。ヒヨドリのヒナ、まだよく飛べない赤ちゃん(写真わかりますでしょうか)を見つけたり、ふ化したばかりのアブラゼミの成虫などがその例です。ヒヨドリはちょっと弱っているみたいなので保護しようかと思っただけで家に入れましたが、近くの親鳥?がギャーギャー騒ぎ立てたりしたのですぐに戻しました。それと畑として作ったのですが何故か花壇と化した我が家の家庭菜園場です。





監査第二事業部
課長 飯塚 玲子

インボイス制度において注意すべき事例

国税庁から「インボイス制度において注意すべき事例」が公表されました。

主な内容は「登録の取下げ・取消し」「2割特例」の注意点となっています。



インボイス制度開始前にインボイス発行事業者が登録を取り下げるケース

「令和5年10月1日以後に取下げは不可。取消の手続きしかできず、少なくとも令和5年10月1日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じる。」としています。

令和5年10月1日を登録日としている事業者が、登録日前に登録を取り下げる場合は9月30日までに取下書を提出する必要があります。

※郵送の場合は到達主義を採用のため9月29日必着

インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース

「翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があります」とあり、令和6年1月1日開始の事業年度から登録を取り消す場合は、令和5年12月17日までに登録取消届出書を提出する必要があります。

2割特例

免税事業者がインボイス発行事業者となる場合

売上の消費税額 × 20%（売上税額の2割）を納付する消費税額とできる特例です。

課税事業者選択届出書を提出して、インボイス発行事業者の登録を受けた場合は一定の届出書の提出をしないと2割特例を受けられないケースもでてきます。

消費税は届出書が重要で提出時期等、注意が必要なケースもありますので、詳細は担当者にご確認ください。

雹災害と雑損控除



7月31日に前橋、高崎、伊勢崎などで大粒の雹が降り影響がでていることと思います。

この記事を読まれている皆様はご無事だったでしょうか？

記事を書いている者は今回の雹で車がボコボコです(泣)

今回はそんな天災で使える雑損控除をご紹介します。

雑損控除とは？

災害又は盗難、横領によって雑損控除の対象となる資産の要件にあてはまる資産について損害を受けた場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度をいいます

雑損控除の金額

雑損控除の金額は下記のうちいずれか多い方の金額となります

(1) (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等) × 10%

(2) (災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円

雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまるのが要件となっております。

(1) 資産の所有者が次のいずれかであること

- ① 納税者
- ② 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の方

(2) 棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

例えば、別荘や趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する不動産や貴金属(製品)や書画、骨董など1組の価格が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます

これはどうなんだろう？あれは？もしかしたら？
疑問に感じましたら各担当者にご相談ください。



Peppol (ペポル)

～電子インボイス～



1、ペポルとは

「Peppol (ペポル)※Pan European Public Procurement Online の頭文字」は、電子化した請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際的な標準仕様です。

Open Peppol という団体（本部はベルギー）が、各国の請求証や納品書などのデータレイアウトの管理やネットワークの運営を行っています。欧州の他、オーストラリア、ニュージーランドやシンガポールなど、世界30か国以上で利用が進んでいます。

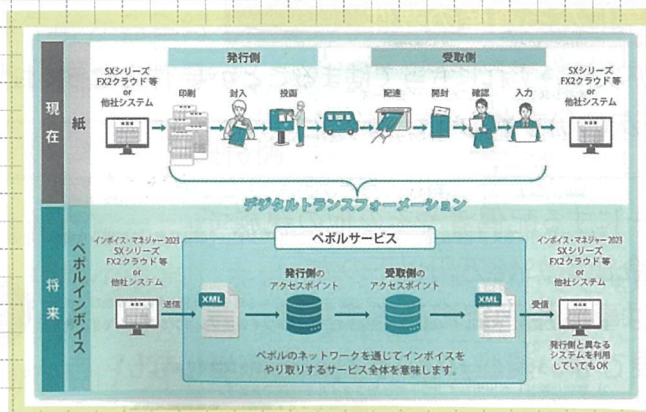
日本では、デジタル庁とデジタルインボイス推進協議会 (EIPA) が、デジタルインボイス標準仕様 (JP PINT) の策定をすすめています。

2、ペポルの仕組み

ペポルユーザーは、アクセスポイントを経て、ペポルネットワークに接続することで、ペポルネットワークに参加する全てのユーザーとペポルのやり取りができます。

- ①ペポルでの送受信は、ペポルアクセスポイント間で行います。
- ②ペポルネットワークを利用するには、ペポルアクセスポイントプロバイダーと契約を結ぶ必要があります。
- ③異なるペポルアクセスポイントプロバイダーと契約している事業者との送受信も可能です（電子メールと同じ）。
- ④法人番号や事業者登録番号といった公的な番号をアドレスとして使用します。
ペポルの利用契約はこのアドレス単位で行います。

(参考) TKCのペポルイメージ



3、ペポルのメリット

インボイスの発行や保存に係るコスト削減に加えて、以下のメリットがあります。

- ①相手先の名称、取引金額、税率、数量、品名など、インボイスの記載事項が正確に読み取れます
- ②異なるシステムのユーザー企業と送受信を行えます（双方でペポルの利用が必要）
- ③受信するペポルには、法律上要求されているインボイスの記載事項が全てセットされています

インボイス制度開始後の

経理実務のチェックポイント

10月からインボイス制度が始まります。
ここでは実務において経理処理をする際の領収書のチェックポイントをお伝えします。

【領収書のチェック項目】

領 収 書	
① 経費 太郎 様	No. 17 発行日 2022/8/17 ②
③ 76,800 -	④⑥
但し 食品（軽減税率対象）、雑貨代金として 上記正に領収いたしました。	
内 訳	⑤
税率 税抜金額 60,000	株式会社〇〇 ⑤ 〒123-4567 印 東京都千代田区神田蔵河台2-2
10% 消費税額 6,000	
税率 税抜金額 10,000	TEL:987-6543-210 登録番号：T1234567890123 ⑨
8% 消費税額 800	

収入印紙 200円 印

① 宛名

→小売業等の適格簡易請求書発行事業者の場合は空欄や「上様」でも仕入税額控除は可能ですが、会社名の記載を推奨します。

（会社の経費精算ルールに従ってください）

④⑥取引の内容、軽減税率の対象品目である旨

→購入明細等と一緒にしているもの（基本的なレシート）はOKですが、一緒にしていなければ但し書きが必要となります。（「品代」はNG）

※漏れやすい事項と予想されますのでご注意ください。

⑨登録番号

→この番号が無ければ登録事業者でないことがわかりますが、この有無にかかわらず、④の取引内容（但し書き）の記載は必須です。

ポイント

- 基本的にはレシートでOK
- その他の領収書等の場合は、
(1) 登録番号の有無、(2) 但し書きの記載、(3) 消費税額の記載
のチェックを行うことが必要です。

電子帳簿保存法 一問一答！！

最近では、テレビやYouTubeのCMでもよく目にするようになりましたが、2024年1月1日より電子帳簿保存に対応しなければならないと思われている方も多いのではないのでしょうか？

Q1 いつから何をしなければならぬの？

2024年1月1日より「義務化」されるのは、「電子取引データ保存」のみです。帳簿や書類の全てを電子帳簿保存やスキャナ保存しなければいけない訳ではありません。

Q2 電子取引データ保存ってなに？

インターネット上で取引した時のデータをデータのまま保存することです。電子メールで受け取った請求書やネット上での購入により領収書や請求書をダウンロードしたものが該当します。送付したデータの保存も必要です。
※印刷して紙で保存してあるから大丈夫ではなく、「これに代えて」「これと一緒に」データそのものを保存しておく義務が生じます。

Q3 どうやって保存すればいいの？

改ざん防止、日付・金額・相手先での検索を可能とすること、確認するためのディスプレイ・プリンタの設置の3要件を満たす必要があります。

Q4 改ざん防止対策とは？

おもに「タイムスタンプの付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」がありますが、この他にも「改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る」という方法でも対応可能です。

Q5 日付・金額・相手先での検索を可能とすることとは？

保存するデータの名前を「日付・金額・相手先」にしておけば、検索要件は充足できます。根底としては、「その場で関連文書の提示を求められたときに、提示できるようにしていれば良い。」となっていますので、個々に独自のルールを設けて管理するのも問題ありません。
また、前々期・前々年売上高が5,000万円以下である事業者はこの検索要件は必要ありません。

Q6 どこに保存すればいいの？

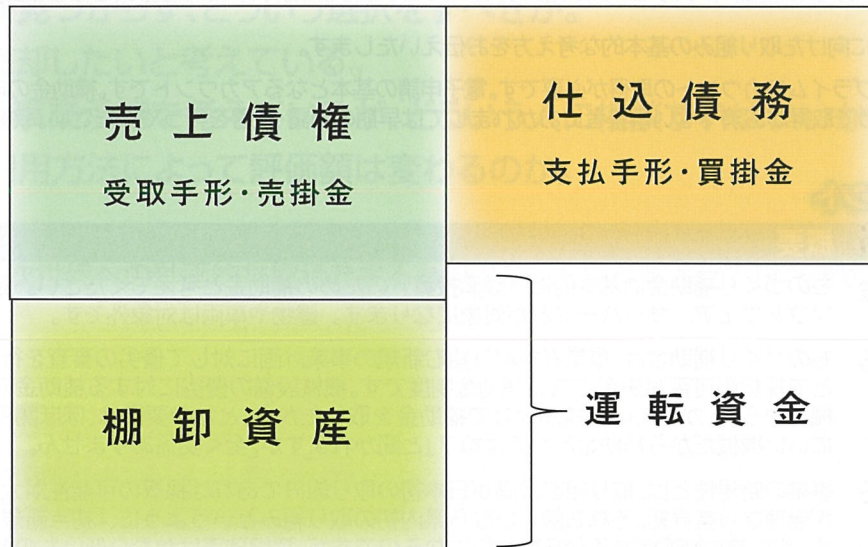
記憶媒体等については特段、限定する規定はありません。レンタルサーバーや長期保存用光ディスク等、壊れてしまうリスクを考えなければフラッシュメモリでも構いません。

まだ時期は先ですが、少しずつ準備を進めていき、忙しくなる年末年始をスムーズに乗り切れるようにしてきましょう！
ご不明な点等ございましたら、担当者に何でもご相談ください。

運転資金と借入金の関係について

運転資金は、企業が安定した経営を続けていく上で必要な資金ですが、具体的に自社の運転資金は【いくら】必要なのでしょうか？

$$\text{算式：運転資金} = \text{売上債権} + \text{棚卸資産} - \text{仕入債務}$$



通常、運転資金は上記の算式で求め、その金額より借入金が多い場合は、その借入がどのような要因で増えたかを確認する必要があります。

【運転資金 < 借入金】の場合に、以下のいずれかではないでしょうか。

- ①設備投資したもの → 投資の回収状況が芳しくない状況か
- ②過去の赤字の補填のもの → 利益を出して正常運転資金内にどうやって近づけるか
- ③その他 → 資金の流出先はどこか（社長へ？それとも？）

また、運転資金を月商で割り返すと【運転資金月商倍率】がわかります。同業種と比べてこの期間が長いと回収サイトの問題か、在庫過多な状況か等といった仮説が立ちます。

$$\text{算式：運転資金月商倍率} = \text{運転資金} \div \text{月商(1カ月当たりの売上高)}$$

さらに、棚卸資産を月商で割り返すと同じく【棚卸資産倍率】がわかります。資金を棚卸資産に変えてから何カ月で現金になっているのかがこの倍率でわかるので、自社の現況を考慮して仮説を立ててみる必要もあります。

よく耳にする【運転資金】ですが、上記のような点検にも使用できますので、一度自社の状況を確認してみても面白いかもしれませんね。

「ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金」 16次公募に関してのご案内

補助金の代名詞ともいえるほどすっかり定着した感のある「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、通称ものづくり補助金の第16次の公募が右記の日程でスタートいたしました。

公募期間 令和5年7月28日(金)17時
申請開始日 令和5年8月18日(金)17時
申請締切日 令和5年11月7日(火)17時

【補助金の目的】

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための機械装置費・システム開発費等を支援します。

【通常枠】

概要として革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援

補助金金額

従業員 5人以下： 100万円～750万円
6人～20人：100万円～1,000万円
21人以上：100万円～1,250万円
補助率 小規模企業者・小規模事業者 1/2
再生事業者 2/3
他回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠、グローバル市場開拓枠、大幅賃上げに係る補助金引上の特例あり。

今回は、ものづくり補助金採択に向けた取り組みの基本的な考え方をお伝えいたします。

申請にあたり、事前にGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。電子申請の基本となるアカウントです。補助金の申請に限らず必要な場面が今後多くなると考えられますので取得がお済でない事業者におかれましては早期の申請・取得を行ってください。取得までに要する日数は1週間程度とされています。

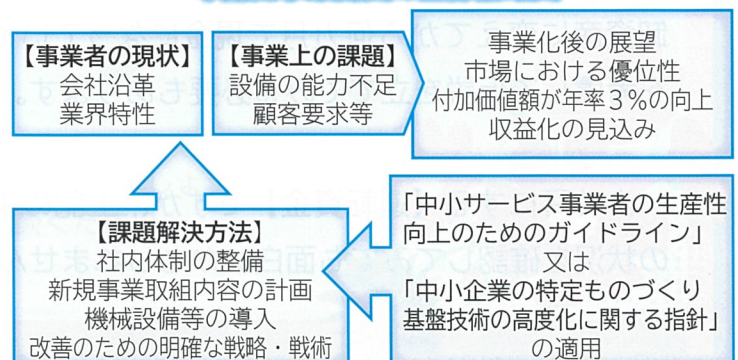
ものづくり補助金のポイント

ポイント	概要
設備投資のための補助金	ものづくり補助金は基本的に「設備投資」のための補助金と考えてください。設備とは主に機械設備やソフトウェア、サーバーなどが対象になります。建物や車両は対象外です。
優位な事業計画に対する補助金である	ものづくり補助金は、事業者が取り組む新規の事業計画に対して優劣の審査を行い、点数をつけていくことで採択の可否が決定される補助金制度です。機械設備の優劣に対する補助金ではないので、「最新の機械だから」とか、「この機械が他社で補助金を取れたから」とかの要素は、ほぼ関係ありません。よく「環境にいい機械だから補助金とれるよね?」と聞かれますが、全く関係ありません。
事業の新規性が問われる	事業の新規性とは、取り組む計画が日本初の取り組みであれば採択の可能性が大いに高まります。日本初が無理なら業界初。それも厳しいなら県内初の取り組みというように、「初=新規性」があることが必要です。それでも無理があるなら自社初になるのですが、採択確率はかなり低いものとなると考えられます。
加点要素がある。	日本初から業界初、県内初…と規模が小さくなっていくに従って採択確率はどんどん低下してしましますが、加点要素を加えることで審査点を稼ぐことができます。詳しくは公募要領を参照していただきたいのですが、以下の要素は押さえておきたいポイントです。 ①経緯革新計画の承認(効果は高いのですが、現時点ですすでにタイトなスケジュールになります) ②事業継続力強化計画の認定(今ならまだ十分間に合います) ③賃上げ加点(会社全体の中期事業計画(3～5年)を策定する段階で考慮します)
「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」 「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」	①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」 サービス業の9割以上を占める中小企業の皆様に、経営課題を解決する際の参考にさせていただくことを期待して、取り組みの方向性や具体的手法等を10項目に分類し失したもの ②「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」 12の技術について、「特定期間ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項」、「個々の特定期間ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標」、「個々の特定期間ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法」及び「個々の特定期間ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項」並びに「先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項」を提示したもの ものづくり補助金では「革新的サービスの提供・開発」を行う場合には①から、新規性の高い製品試作や工程の変更などには②から、最低1項目選び、新規事業計画と指針も項目の管れ姿勢について述べる必要がある。

一口に「新規性の高い事業計画」の策定といっても漠然としすぎていてわかりづらいところがあるかもしれません。右の図のような俯瞰図を用いると分かりやすいかと思います。

会社の現状・沿革及び業界の特性等を受け、いま、自社が抱えている課題が何かを明確にしましょう。そのうえで、どうやればその課題を解決することができるのか、自社保有のノウハウをベースに**課題解決方法**を計画します。その際に「必要となる機械設備はこれ」であると示すこととなります。機械ありきではありません。課題解決の一つの方法としての設備導入です。課題解決には「**中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン**」や「**中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針**」の要素との関連性を示し、事業化後の展望について、**マーケットの中での優位性**、収益性および収益構造の妥当性を示し、新規性ある事業計画が絵に描いた餅にならない、実効性・妥当性の高い計画であることを示す必要があります。

申請用事業計画の全体俯瞰図



相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。
専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1

相続対策の3本柱で 最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。
所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを
総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら
最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割を
スムーズに
する

納める

納税を
スムーズに
する

下げる

相続評価を
下げる



所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2

会社状況を把握して ベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとって最適な事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者
問題

会社支配権
の問題



会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。
かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって
全力でサポートさせていただきます!

今月のコラム



かなた税理士法人

これからの金融機関の企業財務の捉え方

まず、これからの金融機関は成長性、収益性よりも安全性が重要視される傾向です。成長性、収益性のある会社は自己資金が潤沢となり、融資の必要性がなくなることもあります。従って、金融機関は貸出利息が収益の柱であり、融資は借り続けてほしいので、潰れにくい会社に融資をしたいのです。

その安全性の判断材料となるのが、①自己資本の厚み、②営業CFがプラスかどうかの2点です。

①自己資本の厚みについては、言い換えると債務超過であるかどうかです。基本的に債務超過先に対しては融資は厳しく、融資対象としては資産超過先となりますが、コロナにより、債務超過に転じた企業も多数いることから、金融機関も一概に債務超過だから融資NGとなっていません。具体的には、数年(できれば3年)で債務超過が解消見込みであることを金融機関に説明し、納得すれば、引き続き融資を受けられる可能性があります。金融機関が納得する材料としてはやはり「経営改善計画書」が必要です。

②営業CFがプラスかどうかについては、本業でしっかりと利益がでているかということです。減価償却後の赤字であれば、CFは確保されていることなので、金融機関も考慮してくれます。

以上、2点を意識して経営を続けていけば、金融機関は継続的に支援してくれると思います。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社 高崎総合コンサルタンツ

ますます進む『高齢化社会』に向けて

群馬県内における総人口の推移をご存知ですか。この10年で毎年約7~8000人ずつ減少しており、平成24年で約199万人だった人口は、令和4年で191万人となっています。

ここで注目したいのが高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)です。平成24年の高齢化率が「24.9%」に対し、令和4年は「31.0%」と、この10年間で6ポイントも増加しています。

高齢化社会がもたらす経済への影響は、様々な面で大きな変化をもたらすことが予想されますが、高齢層の消費行動を分析する市場調査や経済レポートから、高齢者の消費行動についてお話しします。

①【**高齢者の健康志向と趣味重視の傾向**】:高齢者は健康維持や楽しみを求める傾向があります。日本や他の先進国での調査によると、高齢者層は健康に良い食品やサプリメント、エクササイズ機器などに積極的にお金を使う傾向が見られます。

②【**シニア旅行やレジャーの増加**】:高齢者は退職後の時間を有効に活用したり、趣味を楽しんだりすることが多いです。よって、リゾート地や観光スポットへの旅行や、趣味に関連するアクティビティへの需要が増加することが予想されます。

③【**マルチジェネレーションニーズの重要性**】:高齢者のみならず、多世代で楽しめる商品やサービスが求められています。特に、高齢者が家族や孫と一緒に楽しめる体験やイベントに対する需要が高まっており、ビジネスモデルの多様化が必要です。自社の商品・サービスはこれからさらに進む高齢化社会に適應しているのか、ターゲット層は間違っていないか…(株)高崎総合コンサルタンツは、経営者のお悩みに寄り添います。お悩みのことがありましたらいつでもお気軽に、ご遠慮なくご連絡ください。

株式会社 高崎総合コンサルタンツ 中林 大樹

株式会社 エフピーエス

個人向け火災保険が24年度にも再び値上げへ 水災保険料は細分化

損害保険各社でつくる損害保険料算出機構が、住宅向け火災保険料の目安となる「参考準率」を全国平均で13%引き上げることを発表しました。「参考準率」の引き上げは2年ぶり、過去最大の上げ幅となります。

この「参考準率」をどのように保険料に反映させるかは、各保険会社の判断になりますが、2024年度にも各社、火災保険料は値上げとなる見込みです。

また浸水や土砂崩れなど火災保険の補償に含まれる水災リスクについては、これまで一律であった料率が市町村別に5段階に細分化されることになりました。

例えば群馬県の場合、安中市や富岡市は保険料が最も安い1等地、板倉町と明和町は保険料が最も高い5等地となり、保険料格差は約1.2倍となります。

因みに高崎市や前橋市は2等地に該当します。

これはあくまでも保険料の区分であり、1等地だから水災補償は少ないという事ではありません。河川の近くや、内水氾濫が起こりやすい、崖崩れのリスクがある地形など、個々の立地条件を考慮し備える必要がある事をお忘れなく…。

株式会社 エフピーエス 齊藤理恵子

お客様

耳より!! 情報



医薬分業が進み、薬局は地域の医療機関として、その役割が一層重要になっております。

山縣薬局では薬局経営を核に、高齢化社会における在宅医療への対応なども視野にいれた、総合的なメディカルサービスを提供しております。また医院と同じ敷地内に当薬局がございますので、ご移動の負担なく便利にご利用いただけます。



有限会社 山縣薬局

所在地 渋川市伊香保町伊香保539-7

電話番号 0279-72-2053

営業時間 月~土 9:00~18:00(祝祭日を除く)

※木・土のみ9:00~12:30

Gyoda



Sander Robo

研磨自由自在

どんな製品でも
できないものはない。
精密板金加工・プレス加工・組立加工なら
(株) 行田製作所



Sander Robo

サンダーロボの詳細はこちら

プロモーションムービー公開中!



Gyoda

株式会社行田製作所 <https://gyoda.info/>

〒370-2106 群馬県高崎市吉井町矢田693-1
TEL:027-329-5445 FAX:027-329-5446



特別な方へのおもてなしから 毎日楽しめる日替わりワンコインメニューまで

お食事に関することならなんでもおまかせください

- ◇企業給食、仕出し弁当の製造配達(イベント、会議用、他特別注文弁当)
- ◇こども園・幼稚園から大学まで教育現場の食事サポート(給食、学生食堂、売店)
- ◇カフェテリア形式の社員食堂運営、施設内売店運営、自動販売機管理



◀日替わりメニューご試食も承っております!
お気軽にお問合せください



群馬県内にて業歴49年 ISO 認証取得

斉藤クリエート食品株式会社

お問合せ先 027-267-1433 月~金 8:00~17:00、土 8:00~14:00

かなたくんを見て!とお申込みいただいた方には、
味の素AGFブレンディスティックコーヒーセットをプレゼント☆



所属 / 監査第一事業部

小河 千尋

ニックネーム / ちひろ



令和5年度



新入社員へのインタビュー



所属 / 監査第二事業部

大竹 光輝

ニックネーム / ちけ、肩幅、水球、ラーメンと様々です。
グルメインスタは @takeout2929 という名前で開設しています。



入社しようと思った理由、会社を選んだ理由をおしえてください

お客様と直接関わり、寄り添ったアドバイスなどができるような会計人になりたいと思い、入社させていただけました。



抱負をおしえてください

日々を大切に、集中して仕事に取り組みたいです



趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方などをおしえてください

夏なので、京極夏彦さんの小説を読み始めました。



入社しようと思った理由、会社を選んだ理由をおしえてください

金融機関で培った経験を活かしつつ、幅広い角度からお客様をサポートできると考えながらです。



抱負をおしえてください

体調管理に気を付けつつ、仕事に慣れ、「何事もこの人に任せてよかった」と思われるような人物を目指します。



趣味、今ハマっている事、休日の過ごし方などをおしえてください

グルメ巡り、一眼レフ、GoPro、水上バイクやスノボ、漫画や映画と非常にインドアな生活を送っています。

編集後記

委員会メンバーのひとりごと!?

伊勢崎晋平：前回の震災で愛車がボコボコに……(涙)
松橋 伸吉：トイプードルを飼い始めました。毎日顔をペロペロさせてますw
佐藤 俊彦：海に行く際は日焼け止めを忘れずに！痛い目をみました(泣)
相良ことみ：暑い日だったり急な大雨だったり、体調崩さない様がんばります！
酒井 啓輔：子供 / 親戚のイベントでお盆終了。充実しています・・・
今井 晃司：お祭りの縁日でゲットした金魚ちゃん。ぽっつと跳めるだけでも飽きないです。
相澤 義宏：秋の到来を心待ちにしている、今日この頃です。

かなたくん vol.16(9月号)

令和5年9月1日 発行

〈発行部数〉
600部

〈製作編集〉
かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■間屋町事務所

〒370-0006 群馬県高崎市間屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店

〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルティング

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エスピーエス

〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トークビル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892